

平成28年度第5回府中市市民協働推進会議における条例の検討に係る委員意見

■質問

委員意見	事務局回答
条例を作る目的と、何のためにやるのかが分からないので教えていただきたい。	条例を作る目的については、行動計画を策定する際に委員から、協働によるまちづくりを推進するために、協働の基本理念を明確にするために必要であるとの意見が出たことから、要否を含め、検討するよう計画に記載したもの。
義務を課していない条例は府中市の中にあるのか。	総合計画条例などは特に権利や義務を課さないような一例である。

## ■意見

委員意見	事務局回答
<p>条例は義務や権利を課すものであって、何かを規制したいからではないのか。みんなで頑張ろう、ということを条例でやる意味が分からないが。</p>	<p>条例には2パターンあり、地方自治法に定める、法律に違反しない限りにおいて国民の権利を制限し、義務を課することができる側面があるものと、このような制限を設けず、自治基本条例のようにまちづくりに関する理念について定める条例も制度上作ることができる。</p> <p>計画に記載されているような基本理念や姿勢を明確に定める条例を作っていくのが望ましいということになるのか、基本理念や姿勢だけでなく、権利を制限し義務を課すようなものが必要となるのかなど、議論していく必要がある。</p> <p>現時点で、計画に記載しているような理念などは、方針の中で定義としてあること、また、全国で府中市を含め4市しか実施していない都市宣言もあるため、条例として姿勢や理念を明確にしていく必要があるかどうか、慎重に議論する必要がある。</p> <p>また、条例を作ることによって、どういったメリットがあるのか、市民にどういった影響があるのかも、検討の際に必要なとなるし、条例が出てきた背景を踏まえ、必要かどうかも検討課題となる。</p>

委員意見	事務局回答
<p>条例を作るか作らないかではなく、協働を進めることに課題があり、解決する手法として条例があるのでは。</p> <p>困っていることがなくて、市役所が協働をこんなに力強くやるのは珍しいと思う。困っていなさそうなので、作る必要があるのかどうか。</p> <p>→ほかの条例で規定されているのであれば、必要ないという考え方もあるので、作る意味を考えないといけない。</p> <p>制度ができて運用する人や市民にもよるし、制度を作っても形骸化している場合もある。制度が先か人が先かといった議論もある。</p> <p>条例を作るということは議論としても重いものなので、協働の推進という目的のために、困ったことや進んでいないことで、条例があれば進むかどうかといったことも、次年度検討いただくのでは。</p> <p>→逆に、条例は市民を縛るというより、全庁的に進んでいないということが裏にはあるのでは。条例を作ることで、本気だと全庁的に共有できるという波及効果があるのでは。</p> <p>また、困ったことを解決するだけでなく、未然に困ったことを防げるのでは。むしろ市民への義務というより市のやる気を見せるものかと思うが。</p> <p>→協働というと、市民を縛って行うのはなじまないし、条例には基本姿勢をより明確にする役割や機能があると思う。</p>	